

聖籠町火災援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

聖籠町長 西脇 道夫

#### 聖籠町条例第6号

聖籠町火災援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

聖籠町火災援護資金の貸付けに関する条例(昭和50年聖籠町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(保証人及び利率)

第5条 火災援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 火災援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、火災援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は第9条の違約金を包含するものとする。

第6条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

第10条中「10.75パーセント」を「5パーセント」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の聖籠町火災援護資金の貸付けに関する条例第5条、第6条第1項及び第9条の規定は、この条例施行の日以後に生じた火災により被害を受けた世帯の世帯主に対する火災援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた火災により被害を受けた世帯の世帯主に対する火災援護

資金の貸付けについては、なお従前の例による。